

中小企業の設備投資に適用される優遇税制
「**先端設備 導入制度**」(旧:「生産性向上 特別措置法」)での
固定資産税の特例に係る「**証明書**」発行について

2021/8/10

→有効期限が2年間延長され、現在は、2023(R5)年/3月末まで有効となっています。

現在、中小企業の設備投資に対する優遇税制の中で「**証明書**」を必要とする下記①、②の二つの制度があります。

2021/6/16 以前

① 「**中小企業等 経営強化法**」の下、
「**中小企業 経営強化税制**」 【2023(R5)年/3月末迄】有効
◆優遇措置： **即時償却か、法人税額控除を選択**
「経営力向上計画」を策定し「**認定**」を申請（購入予定設備の
「証明書」を添付）して、「**認定書**」を取得しておく。

② 「**生産性向上 特別措置法**」の下、
「**固定資産税 特例**」 【2023(R5)年/3月末迄】有効
◆優遇措置： **固定資産税を→“0”に減免。**
(購入後、固定(償却)資産の申告3回分で適用可)
「先端設備導入計画」を策定し
「認定」を申請（購入予定設備の**「証明書**」を添付）して、「**認定書**」を取得しておく。

2021/6/16 以降

「**中小企業等 経営強化法**」の下、
【2023(R5)年/3月末迄】有効

① 「**中小企業 経営強化税制**」
(→ 詳細は、「**中小企業 経営強化税制**」
のリンク先を参照下さい。)

② 「**先端設備導入制度**」
(「**固定資産税 特例**」)
(→ 詳細は、後述の説明を参照ください。)
* **受けられる措置、対象設備、要件、必要な手続き等はこれ迄通りで変更なし。**
* **証明書の書式は一部変更され、新しい書式で発行されます。**

● 上記②の「**先端設備等導入制度**」は 適用される**地方税制の「固定資産税の特例」**によって、この制度の下で

購入後3年間、固定資産税が“0” (又は1/2) に減免されます。(殆どの市区町村で“0”となっています。)

→ この制度の根拠法はこれ迄「**生産性向上 特別措置法**」でしたが、同法は、2021/6/16に廃止され、しかし制度の内容は、そのまま「**中小企業等経営強化法**」に移管されて、継続します。
法律の枠組みが変わっただけで、**優遇措置、手続き手順など制度の内容は、従来通りのまま、変更なく継続されます。**
但し、**証明書の書式(法律名など)が変更されました。**

- 当工業会では、測量機器（とそれを含むシステム）に関して、これらの二つの制度での認定申請に添付する「**証明書**」を発行します。(証明書は①、②のどちらの制度の認定申請にも添付できる **共通の書式**で発行されます。)
- ①、②共に、認定は、**設備を購入する(納品される)前**に受けることが原則です。
但し、**①については、例外として、設備購入後、60日以内に申請**すれば認定されます。
- ①と②は**独立した制度**であり、それぞれの計画を策定、申請し、認定を受けることで各々対応する優遇措置を受けられます。
一つの購入案件に対して、①、②両方での認定を受けていれば、両方の優遇措置を受けることができます。
- ①と②は、目的、設備への要件や申請手順など、とても似ていますが、一部、**計画書の事前審査の要否、認定申請の提出先、認定取得後でしか設備購入(納品)できない**など、違いがありますので、十分に理解した上で、手続きして下さい。
- ①では所在する市区町村での固定資産税減免率が“0”とならない市区町村もあります。
“0”となる市区町村は、こちらで確認して下さい。 → [2021/3月末 リスト r.xlsx \(meti.go.jp\)](#)

1. 「先端設備等 導入制度」

中小企業の設備投資に対して固定資産を減免する制度はこれ迄、「生産性向上特別措置法」の下で運用されてきましたが、同法は **2021/6 月に廃止** されましたが、「**中小企業等 経営強化法**」の下に制度ごと移管されて継続します。これに合わせて、制度の名称が「**先端設備等 導入制度**」と命名されました。この制度は **2023(R5)年/3 月末まで有効** です。

優遇措置、手続き手順などの内容は、移管以前と変わりなく、従来通りのまま継続されます。
証明書の書式(法律名など)が変更され、証明書はこの新しい書式で発行されます。

中小企業の伸び悩む「**労働生産性**」の向上を図るため、自社の労働生産性向上に必要な「**先端設備導入計画**」を**策定・申請し、認定された**中小企業事業者の設備投資を促進し支援するものです。

この認定を受けると、信用保証(融資を受ける際の追加保証)、各種補助金申請(例：ものづくり補助金など)での優先採択などに加えて、上記計画に必要な設備投資に対して、「**固定資産税の特例**」により、設備購入後の最初の申告分から3年度分において、固定資産税が、ほとんどの市区町村で **→ “0” (又は“1/2”)** に減免されます。

<対 象>

- 1) 対象設備
「**器具・備品**」(=測量機器・システム類がこれに分類される)も対象です。
- 2) 対象業種
全ての業種(但し、業種により、認定を受けられる会社規模が異なるので注意必要)
- 3) 適用対象期間：
「**認定**」取得後、**2023(R5)年/3 月 31 日迄に購入**された設備に適用されます。

<設備要件>

対象となるのは、以下の要件を満たす設備です。(測量機域・システム類が属する「**器具備品**」の場合)

- 1) 購入時点で、**6 年以内に販売開始**されたモデル
- 2) **生産性向上が年平均 1%以上**のモデル(一世代前のモデルに比べて)
(但し、最新モデルでなくともよい。新品に限る。)
- 3) **30 万円/1 台**以上(=「器具備品の場合」)

<受けられる税制措置>

- 1) 「**固定資産税 特例**」により、
取得した設備の課税標準が **“0” (又は、“1/2”)** に減免される。
(取得の翌年 1 月 1 日からの固定資産税賦課年度で 3 年度分に適用)

*ほとんどの市区町村で“0”を適用しているが、そうでない所もあります。

“0”となる市区町村は、こちらで確認して下さい。 → [2021/3 月末 リスト r.xlsx \(meti.go.jp\)](#)

所在する市区町村が、このリストに無い場合、その市区町村に問合せ、確認して下さい。

***必ず、所在地の市区町村に確認してください。**

***リース (ファイナンスリース)を利用の場合でも、本優遇税制のメリットを受けられます。**

- ① ファイナンスリース(所有権移転タイプ) --- 購入すると同様、上記の**税制措置**が受けられます。
- ② ファイナンスリース(所有権移転外タイプ) --- 固定資産税を納めるのはこの場合リース会社ですが、それにこの特例が適用されます。これを中小事業者に還元するよう、若干のリース料の低減になる仕組みになっています。

この優遇税制を利用して、リース契約する旨をリース会社に伝え、リース会社に必要な手続きを依頼して下さい。

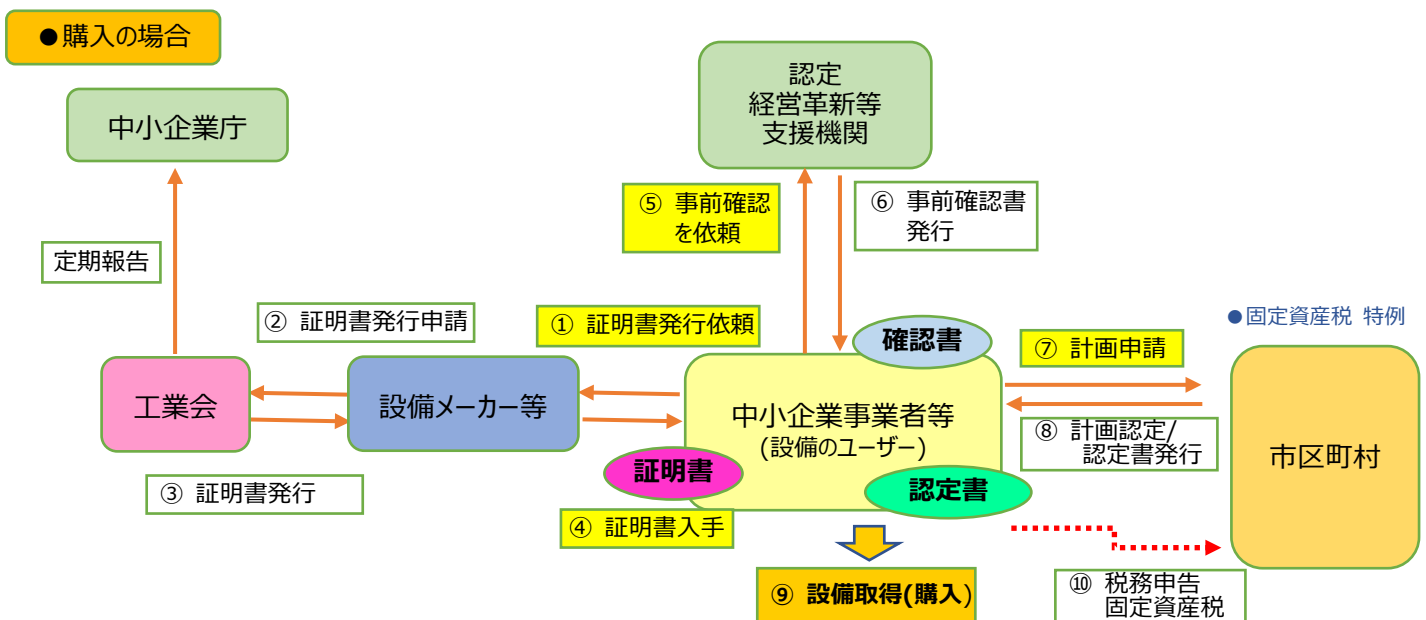
リース会社が手続きし、**リース事業協会**が確認した、「**軽減額計算書**」が発行され、この減額はいくらかを確認できます。

2. <手続きスキーム>

「**先端設備等 導入制度**」での優遇措置を受けるためには、事業者は、概略、以下の手順で進めます。

- 1) 中小企業事業者は、まず、「**先端設備等 導入計画**」を策定。
(= 自社の「労働生産性」を 年平均 3%以上向上する目標設定)
この計画書には、購入予定する設備の型式、金額 等を記入すると共に、その設備の「**証明書**」
(= メーカーと工業会で発行)を添付する。
 - 2) 上記 1)の**導入計画書、証明書**を、「**認定 経営革新等 支援機関**」(= 認定されている商工会議所、商工会、金融機関等)に提出し、その計画の妥当性について「**事前確認書**」を入手します。
 - 3) 上記 1)、2)の書類を、所在の**市区町村へ申請**して「**認定書**」を入手する。
 - 4) 「**認定書**」入手後、**設備の納品を受ける。**
(必ず、「認定」を受けてから購入(=納品)されなくてはならない !!)
-
- 5) 固定資産税の申告(毎年 1 月 1 日付)をする際に、これらの「**認定書**」、「**証明書**」等のコピーを提出することで、固定資産税の特例措置を受けることができます。

【下図は、一連の手続きの流れです。】



●ファイナンスリースを利用する場合

- (1) ファイナンスリース(= **所有権移転 リース**)の場合、固定資産税はユーザーが納めます。 上記と同じ手続きとなります。
- (2) ファイナンスリース(= **所有権移転外 リース**)の場合、固定資産税はリース会社が納めますが、リース会社がこの制度を利用し、軽減分をリース料に反映させ、中小事業者に還元します。
中小事業者は、リース会社に手続きを依し、リース関連書類(リース契約見積書、軽減額計算書、工業会「証明書」などをリース会社から入手し、それらを計画書に添付して市区町村に申請。 認定受けたなら、認定書コピー、計画申請書コピーなどをリース会社に渡します。リース会社が、⑩の納税を行います。

手続きの詳細は→「[先端設備等導入計画策定の手引き](#)」(R3年6月)の7頁を参照下さい。

3. <手続き方法 詳細>

*各リンクも参照して下さい。

上図中の No.	実行者		アクション
①	ユーザー (中小事業者)	証明書	まず「 先端設備等 導入計画 」に含める購入予定設備について、その設備のメーカーに「 証明書 」の発行を依頼。 メーカーは、その設備が要件を満たして「 証明書 」発行が可能かを確認します。
②	メーカー		1) 個々の設備の「 チェックシート 」、その他チェックに必要な書類を揃え、工業会へ送付。設備の該当性の判定を依頼。 * 既に、中小企業等経営強化法の 証明書 用に チェックシート を提出頂いた機種については既に要件満たすこと判定済ですので、 再提出は不要 です。 → 「チェックリスト」様式(サンプル) * 日本測量機器工業会のフォームがありますので、お問合せ下さい。 2) ユーザーの個々の購入案件毎に「 証明書 」を発行 → 工業会証明書様式(サンプル) * 日本測量機器工業会のフォームがありますので、お問合せ下さい。
③	工業会		それらをチェックし、「 証明書 」に捺印して発行。メーカーへ戻す。
	メーカー		「 証明書 」をユーザーへ送付。
④	ユーザー		「 証明書 」を入手
⑤	ユーザー	認定書	1) 「 先端設備導入計画に係る認定申請書 」(=「 先端設備導入計画 」含む)を作成 * 申請書の書き方に関する詳しいガイドは、 以下を参照 下さい。 → 「先端設備等導入計画 策定の手引き(R3/6月版)」 → 「先端設備等導入計画に係る 認定申請書」書式(R3/6/16) 2) 上記の「 先端設備導入計画 」書を作成 → 認定されている「 経営革新等 支援機関 」へ提示し、その計画が妥当かどうか「 事前確認 」を依頼。下記リンク先で検索して下さい。 → 中小企業庁：経営革新等支援機関認定一覧について (meti.go.jp) リンク先のページの、「 全国の 認定経営革新等 支援機関 」から、 所在地域 のリストをダウンロードして検索して下さい。
⑥	経営革新等 支援機関		「 認定支援機関 確認書 」をユーザーへ発行する。 → 認定支援機関 確認書
⑦	ユーザー		下記の書類を、 所在する(=固定資産を申告する) 市区町村 へ、「 認定 」申請する。 上記 ⑤の「 認定申請書 」(=「 先端設備等 導入計画 」を含む) " ④の「 証明書 」 " ⑥の「 認定支援機関 確認書 」 * 所在する市区町村のどの部署宛で提出するかなど、必ず確認のために一度 固定資産税を担当する部署に確認してください。
⑧	市区町村		計画を認定。「 認定書 」を発行
⑨	ユーザー		設備を購入(「認定書」が発行されてからの日付で納品されなければならない。) ***例外無しなので、要注意!!!
⑩	ユーザー	固定資産税 申告	固定資産税の市区町村への申告時(毎年 1月1日付 の資産を1月末迄に申告)に、上記、③「 証明書 」、⑤「 申請書 」、⑥「 認定書 」を添付して 税務申告 し、各税制の措置を受ける。(具体的には、税理士と相談して下さい。)

<メーカー/工業会の証明書発行に要する期間/料金>

- 1) 証明書発行依頼から手元に届くまで、原則 2～3 週間かかる見込みです。
- 2) 証明書発行には手数料がかかります。 料金は依頼時に、メーカーにお問合せ下さい。

<補足・注意点>

- 1) 手順にある通り、「認定」を取ってからの購入(=納品)で無いと、後の税務申告の際に認められません。
認定申請の前には、購入設備をある程度決め、見積もりを取り、「証明書」も入手した上で計画書を策定し、「事前審査」も受けて、やっと市区町村へ「認定の申請」ができます。又、その「認定」を受けてから(=認定書の日付以降)に納品されなくてはなりませんので、「認定」の申請、購入(納品)のタイミングに十分に注意して下さい。
- 2) 固定資産の申告は、毎年 1 月 1 日時点の資産で行います。
1 月 1 日直前に納品された場合は直後の 1 月 1 日時点の資産に含まれ、1 月 1 日直後に納品された場合は、翌年の 1 月 1 日時点の資産に含まれることになります。
どちらの場合でも、最初の固定資産申告から 3 回分で、“0”への減免が適用されます。
- 3) 前述①と②の二つの制度の有効期間(=共に 2023/3 月末迄) 二つの税制優遇を受けられますが、二つの制度の各々の計画の認定を受ける必要があります。
どちらか片方の制度での計画認定しか受けなければ、片方の優遇しか受けられません。
少々手間ですが、両方の認定を受ければ、両制度の優遇措置を受けられます。
- 4) 発行する証明書は、どちらの制度への認定申請にも添付できる、**共通で兼用できる書式**です。
- 5) あるユーザーが、ある設備を購入する際に、オリジナル 1 通を発行します。
このオリジナルから**コピーを取って**、各制度への認定申請に添付します。(オリジナルは常にユーザーが保管して下さい)
 - ・計画書に、その年度内に同じ機種の複数台の購入が含まれていれば、異なるタイミングに購入しても、1 台ごとに証明書を取る必要はありません。
 - ・計画書に、異なる年度での購入が記載されている場合は、税務申告の際に、(同じ機種でも)その年度毎での証明書が必要です。
(* 発売後 6 年以内の製品(= 器具備品の場合)という制約があるため、これが確認できるようにするためです。)

<中小企業庁の情報-HP へのリンク>

必要に応じて参照して下さい。

- ① 中小企業支援施策全般について [中小企業庁 HP](#)
- ② [「生産性向上 特別措置法」による支援の PR 資料\(チラシ\)](#) ((R3/6/16 更新)
- ③ [「先端設備等導入計画」等の概要について](#)(R3/6/16 更新)
- ④ 「先端設備等 投入制度」による支援 [経営サポート「先端設備等 導入制度」による支援](#)(R3 年 6 月改正後)
- ⑤ 「先端設備導入計画書」の策定方法、提出先など全般 [「先端設備等 導入計画策定の手引き](#)(R3 年 6 月版)
- ⑥ [Q & A 集 \(先端設備等導入制度全般\)](#) (R3/6/16 時点)
- ⑦ [Q & A 集 \(固定資産税特例の拡充・延長\)](#) (R3/6/16 時点)
- ⑧ [Q & A 集\(先端設備導入制度の制度移管\)](#) (R3/6/16 時点)
- ⑨ 固定資産税“0”を適用する市区町村 [先端設備導入に伴う固定資産ゼロの市区町村](#)(R3/3/31 現在)

【本件に関する問い合わせ】

- 一般社団法人 日本測量機器工業会
事務局 証明書担当
e-mail: shoumeisyo@jsima.or.jp
Tel: 03-3431-5007